

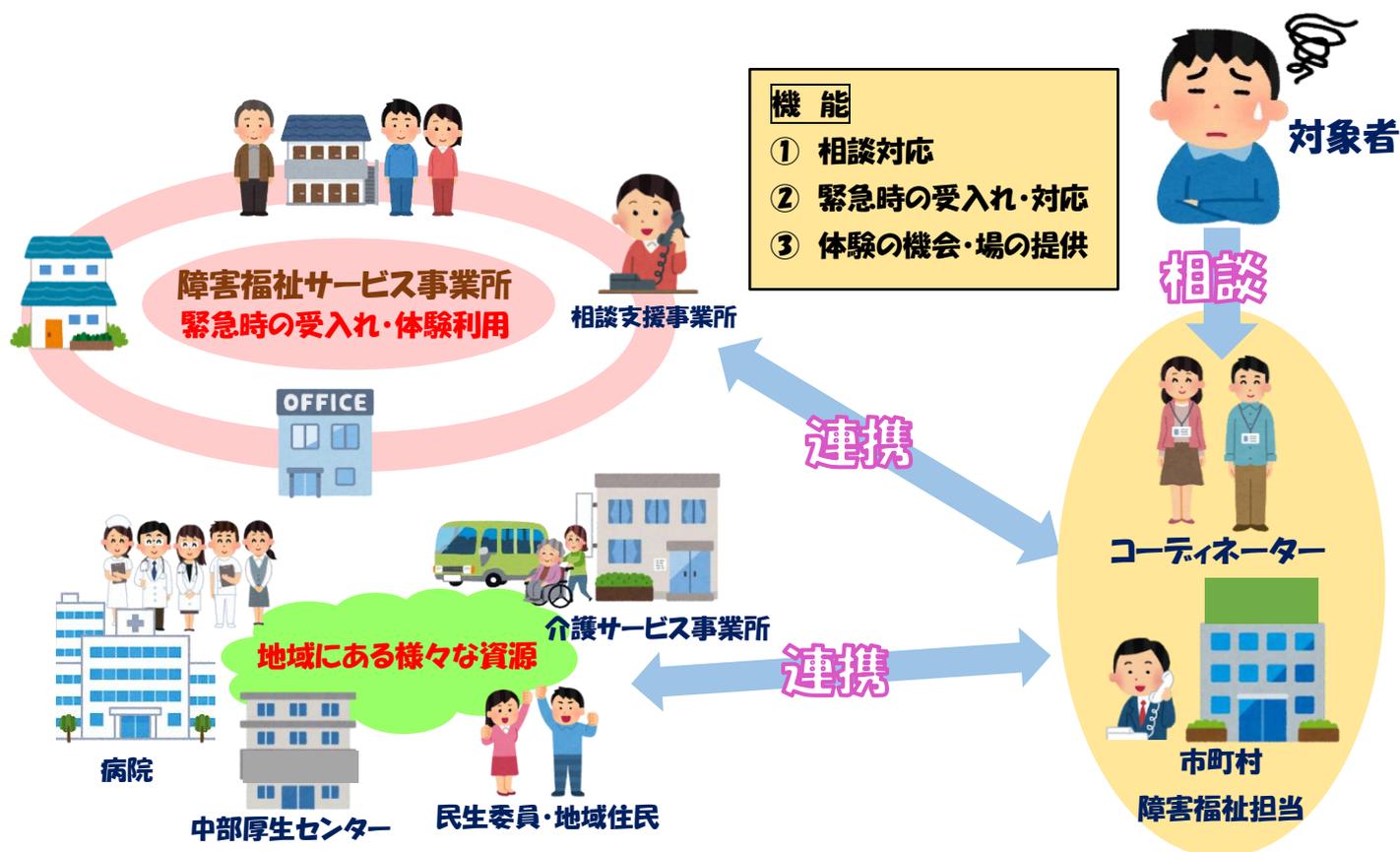
# 地域生活支援拠点事業を実施しています！

「家族が急に倒れたらどうしよう…」 「両親が高齢になってきたから将来が不安…」  
 そんなときのために、“地域生活支援拠点等事業”を利用しませんか？

地域生活支援拠点等とは…

障がいのある方が高齢になられたり、支援されているご家族が亡くなられたりした後も、お住まいの地域で安心して生活ができるよう、行政や障害福祉サービス事業所等が連携して支援する体制を整備するものです。

滑川・中新川圏域では「新川会地域生活相談室」と「地域生活支援センター自然房」がコーディネーター(拠点の中心的な役割)として活動しています。



- 機能**
- ① 相談対応
  - ② 緊急時の受入れ・対応
  - ③ 体験の機会・場の提供

地域生活支援拠点	① 相談対応	緊急時に必要なサービスの調整や相談を行う機能
	② 緊急時の受入れ・対応	緊急時の受入れ体制及び医療機関などへ連絡等の対応を行う機能
	③ 体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立を考えている方に体験の機会や場を提供する機能

※緊急時の受入れについて、短期入所の支給を受けている方は、原則短期入所で対応します。

- 対象者 : (1) 滑川市内に居住する障害者等  
 (2) 市が支給決定等及び給付の実施主体となる障害者等
- 利用方法: 原則、事前登録となります。

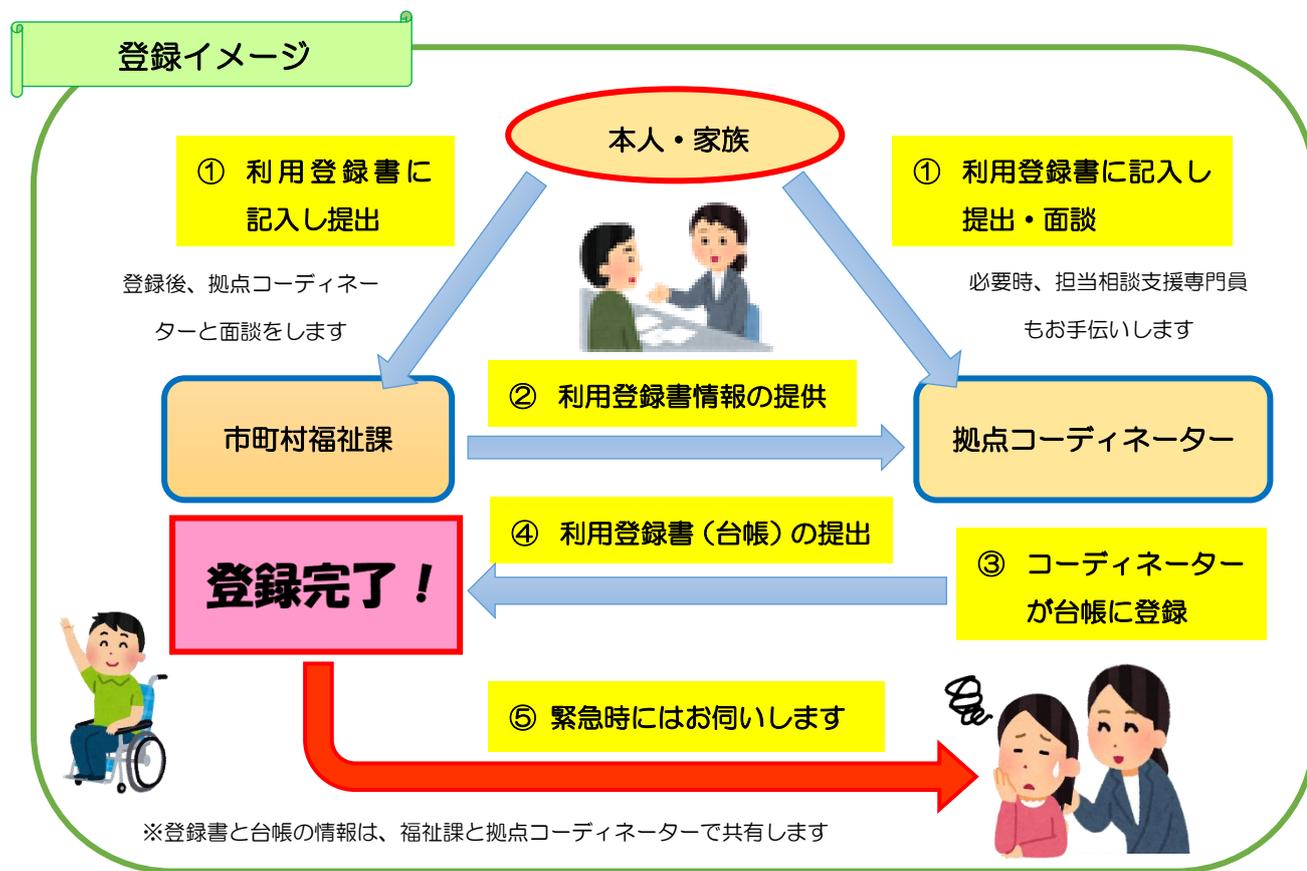
## 地域生活支援拠点等事業 事前利用登録のご案内

こんにちは。地域生活支援拠点等事業のコーディネーターの<sup>にいかわかい</sup>新川会・<sup>なかがわ</sup>中川、<sup>しねんぼう</sup>自然房・<sup>おかざき</sup>岡崎と申します。日ごろ、障害福祉サービスにご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

滑川市・上市町・立山町・舟橋村が共同で地域生活支援拠点等事業を実施しています。今回は、障害をお持ちの方がこの事業をスムーズに利用していただくため、事前利用登録の案内をさせていただきます。

事前利用登録には、「地域生活支援拠点等事業利用登録申請書」に必要項目を記入し、市福祉課へ提出することで成立します（拠点コーディネーターも提出の協力をします）。登録後、ご本人は拠点コーディネーターと面談をして、緊急受入れ時などに必要な情報（心身状況、服薬・アレルギー情報、環境等）や親亡き後を見据えたご本人・ご家族等の将来への意向を聞かせていただきます。拠点コーディネーターは、これらの情報を整理し、今後のご本人へのスピーディーな支援に役立てます。地域生活支援拠点等事業の事前利用登録をされませんか？

※事前利用登録は緊急時の受け入れを保証するものではなく、あくまで拠点事業に則したご本人へのスムーズな支援に役立てるためのもので、趣旨をご理解したうえでのご登録をお願いいたします。



### 事前利用登録の手続き・お問い合わせ先

相談窓口	受付日・時間	電話番号
<sup>にいかわかい</sup> 新川会 <sup>ちいせいいかつそうだんしつ</sup> 地域生活相談室	月～金曜日 8:30～17:15	076-413-7135
<sup>ちいせいいかつそうだんしつ</sup> 地域生活支援センター <sup>しねんぼう</sup> 自然房	月～金曜日 9:00～17:30	076-473-1644
<sup>なめりかわし</sup> 滑川市 <sup>ふくしか</sup> 福祉課	月～金曜日 8:30～17:15	076-475-1377